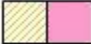


# 自立支援医療の対象者、自己負担の概要

第54条第1項、第58条第3項第1号関係

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）
2. 給付水準：自己負担については1割負担（ 加色部分）。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。  
また、入院時の食費（標準負担額）については自己負担。

生活保護世帯	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
	市町村民税非課税 本人収入≦80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	市町村民税<3万3千 (所得割)	3万3千≦市町村民税<23万5千 (所得割)	(23万5千≦市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			育成医療の経過措置 負担上限額 5,000円		
			重度かつ継続 中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	続(※) 一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円

※：「重度かつ継続」の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
  - 精神・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）  
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
  - 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。） <下線部を追加>
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者  
精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者

## 「重度かつ継続」の対象者とは

⇒ 医療費が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者

### <精神通院医療の場合>

ア 疾病・症状等から対象となる者

① 以下の国際疾病分類（ICDコード）については、疾患名の診断をもって対象となる。

- ・ F 0：症状性を含む器質性精神障害
- ・ F 1：精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- ・ F 2：統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- ・ F 3：気分（感情）障害
- ・ G 4 0：てんかん

② 疾患名がF 4～F 9については、「精神医療に一定以上の経験（精神保健指定医若しくは3年以上の精神医療の経験）を有する医師」による「計画的かつ集中的な精神医療を継続的に要する」旨の診断があった者。

イ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

申請を受理した日を含む前12か月において、医療保険の高額療養費の支給回数が3回以上の場合。

※証明する添付書類：高額療養費の支給通知書の写し、高額療養費の請求に係る医療機関の領収書等。

なお、「重度かつ継続」の該当は、申請に基づき、都立中部総合精神保健福祉センターで審査し、認定する。